

Special educational needs in Queensland

Naoko Kuriyama

Otemon Gakuin University

Abstract

This report concerns the results of a study of Ipswich Special School and other related institutions in Queensland. Ipswich Special School has provided educational services for students with disabilities since 1923. The objective of this paper is to provide an overview of special educational needs in Queensland to show how children with autistic spectrum disorder are able to obtain a good education and to fulfill their potential. Ipswich Special School provides special support curriculums, individual education plans and an individual behavior code. They offer very practical and realistic patterns of educational service. Children with an autistic spectrum disorder are likely to have problems with interpreting instructions literally, understanding or using languages, and with social interaction. They are also likely to act inappropriately with peers. The term "autistic spectrum disorder (ASD) encompassess all conditions of the autistic spectrum, including autism, high-functioning autism and Asperger syndrome.

クイーンズランド州の特別支援教育

栗山直子

追手門学院大学

1. はじめに

アスペルガー症候群, ADHD (注意欠陥多動性障害), 高機能自閉症などは広汎性発達障害の一部と考えられている。高機能自閉症とは知的障害を有しない自閉症のことである。これらの障害をもつ人たちは自分の感情を理解しコントロールし, 表現することに困難をかかえている。コミュニケーション分野が不得意であることから不安や怒りをためこみやすいといわれている。2005年中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」には「アスペルガー症候群とは知的発達の遅れを伴わず, かつ自閉症の特徴のうち言葉の遅れを伴わないものである」とまとめられている。

高機能自閉症, アスペルガー症候群, ADHD をかかえる子どもは, 周りの状況がわからないことからくる不安, 過敏な感覚刺激によるストレスを抱えながら, 家庭という囲い社会の中で生活をしている。閉鎖的で管理的な学校社会はこのような子どもにとって苛酷であり, 心理状況・健康状況に害をなし, 自殺に至るケースもある。

本研究では現地視察を行い, クイーンズランド州の特別支援教育が我が国の特別支援育のあたらしい方向性にもなりうるのか, その有効性を探りたい。

2. 調査の概要

オーストラリアは州ごとに教育法が定められているため, 教育制度がそれぞれ異なっている。本稿ではクイーンズランド州に限り特別支援教育の現状について考察する。なかでもイプスウィッチススペシャルスクールの教育プログラムは世界的にも注目を集めており, 最先端の研究として学ぶべき取り組みをおこなっている。イプスウィッチススペシャルスクールのほか, 特別支援教育の関連機関(母親の会, 早期教育センター, 青少年メンタルヘルスの相談機関)に視察を行った。調査日程は2009年8月4日から8日までの4日間である。

- ①イプスウィッチススペシャルスクールへの視察。ピーターデイビス校長, 教員, リソースティーチャー5名と面談(1日目)。
- ②ラングコミュニティセンターで行われる広汎性発達障害児の親の会への参加(2日

目)。

- ③ベネボラントソサエティ財団早期教育支援センターでの早期スクリーニングの現状視察。発達障害児へのリーチアウトがいかになされているかを知る(3日目)。
- ④青少年のメンタルケアの相談機関ヘッドスペースへの視察(4日目)。

3. クイーンズランド州の特別支援教育の現状

クイーンズランド州の特長としては、早期発見、早期介入に重きがおかれていることである。イプスウィッチスペシャルスクールは、我が国の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所主宰のアジア太平洋特別支援教育国際セミナーに過去二回校長が招聘され、会議ではリーダーとしての位置づけにあった。特別支援教育ではイギリスが先進的な取り組みで知られているが、イギリスに早くから追従し特別支援教育分野では一歩先んじているイプスウィッチスペシャルスクールを参考にすることは意義のあることと考える。クイーンズランド州における特別支援教育の目的は「よい市民」として地域で自立して生活できる個人を養成することにある。したがって IEP (Individual Education Plan) は個人のレベル差はあっても、多くの場合、読み・書き・計算能力の確立とコミュニケーション能力の養成にある。

[1] イプスウィッチスペシャルスクールについて

公立の特別支援学校であるイプスウィッチスペシャルスクールは 1958 年に創立された。ノースカロライナ方式によるティーチプログラムが進んでいる。先生の数に関しては、リソースティーチャーの数が多いのが特徴である¹⁾。

・生徒数：3 歳から 18 歳までの 154 人である。特別支援学校への入学は知的障害児と、発達障害、重複障害がある子どもとされている。

・スクールアワー：月-金 AM 8：50-PM 14：50、休憩 AM 10：35-11：10、昼食 PM 12：45-PM 13：20 となっている。生徒の実生活に役立つようカリキュラムは個別に工夫が施されている。カリキュラムで、主要なものとして①読む、書く、聞く、話す②実生活で役立つ算数、計算など、③家事能力や地域生活、旅行に役立つ技術の習得、④アイデンティティと

1) 1944 年にオーストリアの医師ハンス・アスペルガーが報告した症例がアスペルガー障害であるが、英国のローナ・ウィングの弟子たちがそれぞれ派を形成して現在に至っている。まず、筆頭に挙がるのはケンブリッジ大学のサイモン・バロン・コーヘンである。もうひとりの第一人者として臨床研究を進めているのがオーストラリアのグリフィス大学トニーアトウッド博士である。トニーアトウッド博士はアスペルガー症候群の感情コントロール指導教材「THE CAT-KIT」を開発した。この教材によって感情コントロール指導、セルフモニタリング、視覚的メタファを用いた壊れた感情の修復をはかることができるというもので、すでに日本語版も翻訳されている。

クイーンズランド州ではトニーアトウッドはセミナーを回数多く開催し、多くのリソースティーチャーを輩出している。今回の訪問で出会ったリソースティーチャーのほとんど全員がトニーアトウッドのセミナーを受けた経験をもっていた。

人間関係（自分の価値観をしっかりと持つ、自信をつけることなど、友情）

• 職員：クラスルームティーチャー，リソースティーチャー，アドバイザー・ビジティンギングティーチャー，ガイダンスオフィサー（スクールカウンセラー），OT, PT, ST, 看護師，言語療法士，音楽療法士，カウンセラー，神父などがおり，職員数は80人（パートタイム含）。

• クラス編成：障害の程度や年齢によってクラス編成が組まれている。ジュニアスクール（3～8歳）は1クラス3～6人，ミドルスクール（8～12歳）1クラス5～6人，シニアスクール（13～18歳）1クラス9～10人，あとはマルチプル・インペアメント・クラス（4～5人の重度重複障害）である。マルチプル・インペアメントのクラスではコミュニケーション・トレーニングと五感の刺激を重視している。（2009年8月現在）

• 校則：A 生徒の権利と B その責任，また C 保護者に課せられた権利と D その責任について明記されている。それらを以下に記述する。

A. 生徒の権利について

- ①暴力を受けない権利
- ②威圧されない権利
- ③体罰を受けない権利
- ④自尊心を保持する権利
- ⑤自分は安全であると自覚する権利

B. 生徒の責任について

- ①学習に全力を尽くすこと
- ②他者の学習権を侵害しないこと
- ③他者に敬意をもって接すること
- ④教員や他の生徒に対して協力的であること
- ⑤他者の所有物を認めること
- ⑥学校生活に誇りをもつこと
- ⑦他者の成功を喜ぶこと
- ⑧自分の失敗から学ぶこと

C. 保護者に課せられた権利について

- ①子どもがよい環境の中で指導される権利
- ②学校が提供する学習プログラムによって，子どもたちの社会性や学力が養成される権利
- ③教育プロセスのなかで，教員とともに役割を担う権利

D. 保護者の義務について

- ①生徒のしつけについて学校側に協力すること

- ②生徒の教育プログラムのなかで計画・分析・結果を教員と共有すること
- ③学校のプログラムや行事ごとを後援すること
- ④PTA や学校評議員会などにおいてこれらの協力を実行すること

加えて、興味深いこととして印象に残ったのが、規則の細かさである。一例をあげると、「8時半まえに学校に到着してはならない」という規則である。これについてはその理由を尋ねたところ、「朝はスタッフミーティングなど職員の多忙な時間帯であり、限られた職員数でやっているためエキストラの仕事に対応できない」ということであった。また、遠足など費用を子どもに持たせるときについて、「保護者は必ず封筒に生徒の氏名を明記し、用途を便せんに明記すること、生徒は教室に入るや否やこの封筒を担任に手渡す」など細かく規則が明記されている。友人訪問についても厳しく約束事が決まっており、「学校が終了したのち、友人宅を訪問するときは必ず教師を媒介して予約を取らなければならない。直接の予約をとってはならない。もしこれらを守らなかった場合はただちに停学となる」という細かい指示が出されている。

・イプスイッチスベシャルスクールの特徴

イプスイッチスベシャルスクールの特徴として、①メインストリーム校との併用、②構造化、③職業訓練による就労支援、④レスパイトサービスの5点をあげたい。

①メインストリーム校との併用。週に3回はメインストリーム校に通い、残りの3日はスペシャルスクールなど親が選べる方式をとることができる。

②構造化（ノースカロライナ方式の応用）、ビジュアル・エイド：一日のスケジュールなどすべての情報を色で認識する。すべての指示が視覚化されている。たとえば、「いいつけを守りましたカード」などの徹底したプログラム化がなされている。

③職業訓練（木工）、社会生活技能訓練（買い物、調理など）、エンタープライズ（事業教育）など社会への橋渡し就労支援をおこなう。学校は、生徒が14歳になると社会に巣立っていく準備を行うために学校はかけはしとなる。ノースカロライナ方式に則り、企業はジョブコーチを雇うよう奨励されており、障害者のニーズにあわせて、ジョブコーチの訪問回数を調整している。軽度の障害者の場合は12-13人に1人のジョブコーチ、中程度には5-6人に1人、重度の場合マンツーマンでコーチングをおこなう。さらに企業側の上司に障害についての理解をすすめるようアドバイス、職場スーパービジョンを行っている。同時に障害者が仕事を順調にこなしているかをチェックし、必要に応じて手伝っている。このジョブコーチの活躍によって障害者の就労定着率は8割を超えている。（あとの2割は病気、事故、企業側の倒産など）就労支援については我が国も参考にできる。ちなみに、A県ではジョブコーチにちかい仕事をしている人は3人程度しか確認されていない。ハローワークでジョブコーチを養成するなど緊急な課題として考えられる。

④レスパイト・サービス（短期入所）たいがいの子どもは家庭から通学している。そこで

子どもの世話で体調を崩した親もいるので、その場合には短期で子どもを入所させることができる。安全ネットとしての役割を果たしている。

• 支援の実際

イプスウィッチススペシャルスクールで行われている構造化について、実際に使われている写真をもとに見ていきたい。

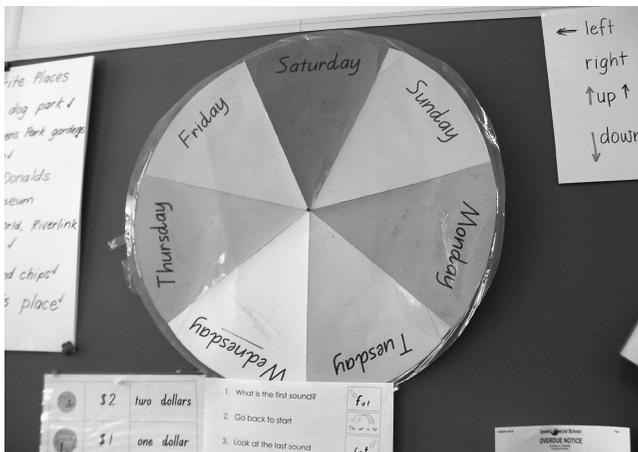
①構造化の表情カード



これらのカードは学校の壁にいたるところに貼られている「表情カード」である。とくにアスペルガー障害や自閉症の子どもは耳で聴くことに弱いと指摘されている。聴覚から情報を得るというよりも視覚でみるほうがスムーズに情報を受け入れることができる。

これらの「表情カード」は人が人を無視する態度、離れる態度、拒絶する態度、人に話す態度などあらゆる対人関係パターンを絵にしたもので、これにより視覚的に理解しやすい。

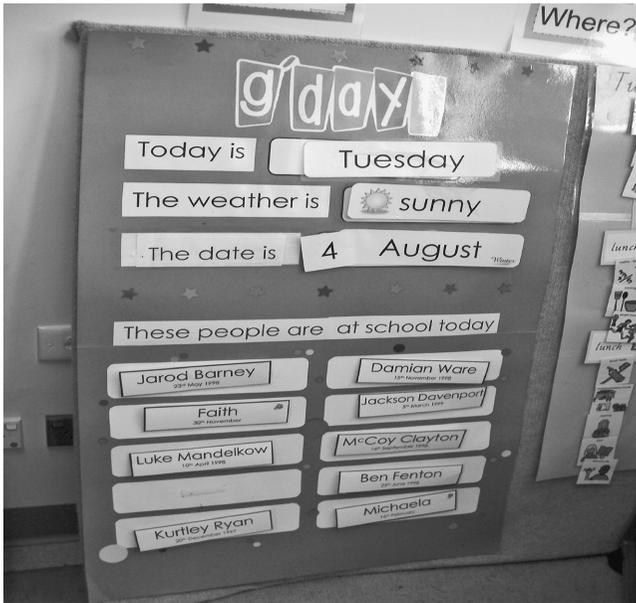
②曜日別に視覚化



これは一週間の曜日を色分けにし、一日のスケジュールを色でわけている。ピンクは月曜日なので、例えば、ジェニーの掃除のカードがピンク色なら「ジェニーは月曜日に掃除する係」、マットの掃除カードが緑色なら「マットは火曜日に掃除をする係」という意味になる。各自が自分に

渡されたカードを確認し、色で自分の掃除当番の日を頭にインプットしやすくなっている。

③今日の情報マップ



「今日は火曜日、晴れです。8月13日です。今日このクラスにきているのは、ボブとジャロッドとダニアンです。」などの「今日の情報」をカード化して壁にはっている。壁に貼ることで生徒は日に何回も同じ情報を確認することができる。

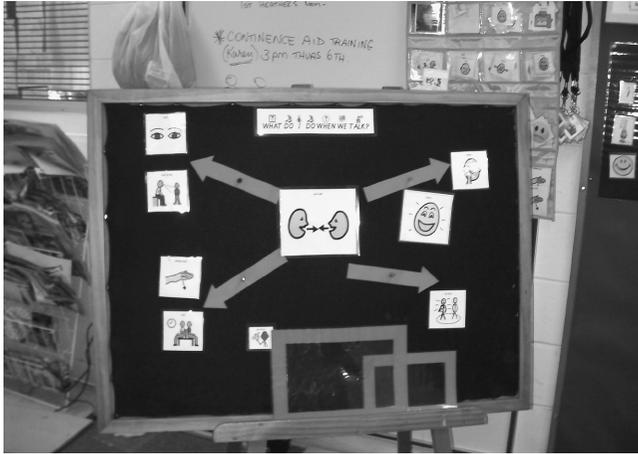
④一週間分の予定表



アスペルガー障害の子どもにとっては、一日のスケジュールを口頭で言われてもまったく頭に入らないという特徴を持っている。また、突発的な出来事に弱く、応用する力に欠けているため、あらかじめ決まり事を決めておき、そのスケジュールを図式化し各人に伝えることが大切である。そのためどの教室にも一週間のタイムテーブルが壁に表示されている。このほか水泳や陸上などの屋外運動についても小学校では一日30分以上、中学校では1

週間に2時間が義務付けられている。

⑤コミュニケーションカード



アスペルガー障害の特徴は人間の表情をよめないことといわれ、人間の表情を認識しない、他人の顔が風景にみえるという特質をもっている。そのため社会で対人関係トラブルに巻き込まれやすく、いじめに遭いやすいことも報告されている。学校では、生徒の対人関係上起こりうる災難をすこしでも回避するよう事例

を想定してケースごとの対応例を学ぶ。表情の写真の横に、漫画で「人間が笑っている表情はどんな顔?」、「人間が怒ったときの表情はどんな顔?」、「人間が困っている表情はどんな顔?」など人間の表情を理解できるようにしている。これらのコミュニケーションカードは、他人と話すときどういう態度をとればいいのかを視覚化し、体系的に理解できるよう図式化したものである。これらがノースカロライナ方式（構造化）であり、クイーンズランド州でも広く用いられている。

[2] ベネボラント財団の幼児教育研究所の使命—早期発見・早期介入—

ベネボラント財団の設立した幼児教育研究所は早期発見・早期診断・早期介入を担っている。

クイーンズランドでの早期発見の手順はつぎのとおりとなっている。

①病院で診断を受ける（重度の場合）

②通常の学校から送致されるケース

この場合、特別な支援を講じる、もしくはスペシャルスクールに編入することができる。

クイーンズランドでは、5歳児から8歳までのすべての子どもを対象にY2診断網（The year 2 Diagnostic Net）を受ける。3歳では発達障害は発見しにくいいため、実施時期は5歳に引きあげられた。Y2診断網では障害を有する子どもたちへのアサテインメント（Ascertainment）、学習困難児へのアプレイズメント（appraisal）を実施している。アサテインメントはニーズに基づいた支援を提供するための手続きであり、段階的にインクルージョンを行っている。これにより、訪問回数や人的支援の明確な数字が決定される。アプレイズメントは教育に関するアセスメントのことであり、教育上のニーズや教育計画について行われる手

続きである。小学校での学習困難児に対する診断とカリキュラムの修正を行う個別支援プログラムである。

[3] ネラングコミュニティセンター親の会

ネラングコミュニティセンターでの親の会の司会はデボラというソーシャルワーカー、参加者は18名であった。筆者は日本からの土産として、お手玉、万華鏡、でんでんたいこ等を配ったが、参加していた3人の子ども（3-5歳）はすぐにあきてしまい、室内の床をはいずりまわり、終始うろうろとして落ち着きがなかった。ADHDの可能性のある子どもであった。母親たちも、ほかの人が話しているときに、唐突に関係ない話をし始めたり、他人の話に割って入り、自分勝手に話し始めるなど、グループは収拾のつかない状況になり、グループ自体がとても騒がしくなってしまった。そこではテープ録音禁止であったため、ヒアリングも聞き取りにくく、主だった会話のトピックをメモすることで精いっぱいとなってしまった。多動性は遺伝が濃厚といわれるが、母親にも多動の傾向が顕著である傾向が目立った。

a. 補助金の問題

*補助金を獲得するためにはカウンセリング（面談）が必要で、ゴールドコーストはカウンセラーの数が少なく、予約までの待ち時間が長い。Medicareを通すと40\$自己負担になってしまう。

*オーストラリアに永住権がないので助成金を申請できない。申請したとしても申請までに18か月かかる（現在困っているのもそんなに長くは待てない）

b. いじめ対策講座について

メインストリーム校に通学する息子。クラスメイトからのいじめに悩んでいる。発達障害児へのいじめについては社会問題になっている。いじめカウンセリングの費用が10時間750\$と高いため通えない。

c. アンガーマネジメント（怒りの対処）のサポートグループについての情報交換 これはトニー・アトウッドが始めたもので、オーストラリアにおける特別支援教育の特長なので、各学校で教員は研修を受け、必ず実施している。

d. 学校によって差がある。校長の権限が強いので、反面、校長の力量、人柄によって明暗が分かれる。Ex：地元の学校は合わなかったためゴールドコーストに引っ越してきた。他の母親からElanora小学校を推薦されていた。推薦理由は、遊びも休み時間も構造化されているため本人の精神的ストレスが少ない。

e. どこの学校でもフルタイムのコーディネーターが週1~2回しかいないので、教員との連携が十分ではない。

f. 学校長の裁量がQLでは、力量・人柄をチェックすることは大切である。

- g. 学校には少なくとも2回以上は訪問をする。1回は予約を入れずに訪問して現場を調査する。
- h. 子どものニーズについて質問して適切な回答が返ってくるかどうかをチェックする。
- i. 学校自体が自分の子どもを進んで受け入れているか学校側のやる気を確認する。
- j. アスペルガー障害の子どもが過敏で歯医者で顔を触られるのを嫌う。どこの歯医者にいったらよいか、アスペルガー障害を専門にする歯科医はどこにいるのか、など細かい育児相談。
- k. 子どもにアスペルガー障害者であることをいつ伝えるか。
上記のように具体的で細かい質問・討議が4時間（休憩含む）ほどなされていた。

[4] 青少年のメンタルヘルス相談機関

ヘッドスペース（headspace, Australia's National Youth Mental Health Foundation）のゴールドコースト支部の視察を行った。ヘッドスペースはオーストラリア全土に30カ所のセンターを有する国立の青少年心の悩み相談所である。12歳から25歳を対象とする。施設は無料で利用できる。

視察当日は、平日であったが男性（特に若い少年）の利用者が多く、父子面談を利用する親子もいた。ヘッドスペースゴールドコーストには、GPが4名、精神科医が1名、心理職8名がおり、日替わりで診療や様々な健康相談を行っている。また、その他の専門家（コミュニティワーカー、看護師、その他）が労働や人間関係、家族関係、さまざまなメンタルヘルスに関すること（落ち込み、不安、アルコール、摂食障害、自傷、精神病など）などに関する様々なプログラムやトレーニングを実施している。利用する若者達も独自に女性グループやヘルペス／HPV感染症者グループなどさまざまな自助グループを作っていて、それをスタッフが支援していた。最近は、サイバーブリングや若年妊娠、感情コントロールの難しい（かんしゃく持ち）人、物質使用者のアクセスも多い。また、貧困や両親の離婚など問題が重複しているケースも多いという。「日本ほどではない」とのソーシャルワーカーの談であったが、発達障害のある人が職場でいじめや排除のターゲットにされてしまい、精神的に追い詰められて自殺するケースが急増していることがクイーンズランド州でも社会問題となっている。発達障害からいじめや不適応を発端として、うつ病を発症し、自殺に至るケースも増加傾向にある。現在は自殺予防等の支援を行っているが、今後いかに青少年の発達障害について社会的にサポートシステムを早急に整備していくのか注目が高まっている。ヘッドスペースゴールドコースト分室はオープンな雰囲気であり、開所2年目の新しいセンターであった。現在、3人の人格障害がある若者の支援も行っているとのことで対象や困難事例の拡大から支援方法の多様化が必要となっている。

4. クイーンズランド州の特別支援教育の分析

日本とクイーンズランド州特別支援教育の大きな違いは以下の3点である。

①学校選択の権利

スペシャルスクールかメインストリーム校かは保護者が選択する。保護者は特殊教育の計画・意思決定段階から重要な一員として参加し、選択決定の権利をもつ。個別教育計画のプロセスにも参加し、保護者の参加への権利は大きい。個別教育計画は保護者との連携のもとに6か月ごとに見直される。特に近年の傾向としては、インクルージョン教育への理解が深まり、メインストリーム校に通う障害児童生徒数も増加している。しかし特殊学校で専門的教育を希望する障害児童生徒や保護者も依然として数多く、むしろ増加傾向にあることを否定できない。さらに中学校は小学校に比較してメインストリーム校に在籍する障害のある児童生徒の数は明らかに減少している。

②個別教育計画のプロセスに参加

またアメリカでも全障害児教育法（1975）によって保護者の参加する権利が主張されはじめたが、その流れがオーストラリアにも影響している点も見逃せない。

③チームアプローチに優れている点

(1) クラスルームティーチャー、リソースティーチャー、アドバイザーービジティングティーチャー、ガイダンスオフィサー（スクールカウンセラー）OT, PT, Nrs, 言語療法士、音楽療法士、ST, カウンセラー、神父以外にも日常的に保護者が学校ボランティアとして参加し、それぞれの連携が綿密に取れている。

(2) スペシャルスクール教員養成の課程：大学で1年1単位「教育における個別ニーズに対応する」という単位を取得することが要件となっている。個人の能力差、教育目標の修正法、個別サポート方法を学ぶ。

④教育責任の明確化

学校選択の段階から実際の教育の実施までが一連のプロセスとして一貫した責任体制のもとで責任の所在が明らかにされていることは評価に値する。

インクルーシブな教育を推進するカリキュラム開発にも工夫が見られた。特殊学校の児童生徒であってもメインストリーム校にいつでも編入できるように、学習上の基本的な領域は保持して、児童生徒が移行しやすいうように配慮がなされていた。このようなカリキュラムの連携によって、一週間のうちメインストリーム校と特殊学校を半々に利用するなどという併用が可能になっているのだと考えられた。

⑤資金の配分

クイーンズランド州では障害の種別や程度に応じて資金が提供されるのではなく、診断に

もとづき、児童生徒の個別のニーズを評価し、個別の教育計画の策定がおこなわれる。その結果に基づいて資金が提供される。これによって、クイーンズランド州では、個々の学校、校長の責任が大きくなっている。この資金は、教員や補助教員、スクールカウンセラー、親ボランティアの給与や謝金、相談業務への資金、巡回教育などに充当される。

⑥保護者の参加・参画

クイーンズランド州では、保護者が特殊教育の計画・意思決定段階から重要なスタッフとして参加していることは評価に値する。保護者は学校選択の権利を有し、個別教育計画のプロセスにも参加する。この流れを作ったのは英国の教育科学省であったメアリー・ウオーノックが委員長を務めた報告書であった。1973年に時の首相サッチャーはウオーノックに「障害のある青少年の教育に関する調査委員会」の立ちあげを諮問した。1983年には「就学支援の手引き」²⁾が保護者向きに作られた。この手引きには保護者を置き去りにしないで、保護者の不安な気持ちに寄り添う気遣いが随所に見られる。オーストラリアのクイーンズランドでも同様の対応を保護者に行っており、その配慮には見習うべき点があった。

ここに至るまでには、ノーマライゼーションの国際的な流れが前提にある。特別支援教育はジョムティエン会議の後も効果が見られなかったので、サマランカ会議ではとくに優先課題とされた。サマランカ会議のあと、ノーマライゼーションは国際的コンセンサスを得て、各国の一致した見解となった。当時 IMF 融資条件下に置かれて財政破綻に陥っていた英国は、経済的に苦しく、世界的なノーマライゼーションの流れに乗ってマーガレット・サッチャーが福祉予算削減を視野に置いたことは否めない。この計画を教育科学相として制度面で推進したのがメアリー・ウオーノックであった。メアリー・ウオーノックはそれまでの障害種別を撤廃し、スペシャル・ニーズ・エディケーションとして一本化したものをウオーノック報告としてまとめた。当時の英国は大きな政府を維持できず、小さな政府への転換と市場主義への回帰の方向にあり、福祉国家の歴史にピリオドを打とうとしていた。サッチャーリズムは特別支援教育の謳い文句と相反する精神を抱いていた。保護者の権利を認めるということも経費削減、責任分散への一つの表れとみなすこともできる。当時の教育現場の状況は、1988年ナショナルリーグテストの導入、競争意識の鼓舞、学校間格差による越境入学

2) スコットランドの手引き (Special Education Needs A Guidance for Parents) を例に挙げると、保護者への気配りが随所に溢れている。「はじめに」から引用しよう。「5人に1人もの多くの子どもさんたちが、その教育になんらかの特別な教育を必要としている。このような場合、子どもは「教育を受けるうえで特別な支援を必要とする」とみなされます。このような子どもさんには学習のなかで少し躓きがある方や、数年にわたって特別な支援を受ける必要がある方など、いろいろなケースがある。このような子どもさんのニーズを把握し適切に対応するために、教育委員会によって「ニーズ記録票」が作成されていますので、登録なさったほうがよろしいでしょう。(中略)このリーフレットは支援を必要と感じられている子どもさんだけのためではなく、ご両親のために作成されました。障害にもいろいろな現れ方があり、一見ではわからないケースもあります。教育委員会は、子どもさんの教育がどうあるべきか、その手立てを考えたり、どのような支援が効果的かを保護者のみなさまを交えてともに考えていくものです。」

など、特別支援教育を必要とする児童生徒にとって必ずしも歓迎すべき環境とはいえなかった。1997年労働党内閣が誕生したが、トニー・ブレア首相の演説で「私がやりたいことは3つある。それは1に教育、2に教育、3に教育だ」というもので、サッチャーリズムを引き継いだものであった。教育現場でも格差は助長され、重度重複障害の子どもをもつ保護者からメインストリームの教育ではケアが手薄になってしまうという不満がガーディアン紙にしばしばとりあげられた。今回の出張でわかったことはクイーンズランド州においてもイギリスと同じ流れがみとめられるということであった³⁾。

しかし、いまはメインストリーム校の専門性の不備が明らかになり、スペシャルスクールへの揺り戻しがおこなわれている。それをイプスウィッチスペシャルスクール校長のピーター・デイビス氏にも確認したところ、福祉予算カットのためにイギリス方式にならないメインストリーム校が指向され、それがあたかもノーマライゼーションの実践のようとして推進されてきたものの、実態をみると生徒への個別の指導・ケアが手薄ということは否めない。予算はかかるがスペシャルスクールの方が手厚いケアができることは事実であるといえよう。クイーンズランド州でもイギリスと同じようにスペシャルスクール希望が増えるのは親が選択する権利をもっているの、この流れはくいとめられるものではないであろう。なかでも週に2日はメインストリーム校、残りはイプスウィッチというように、ダブルで併用する親が増加している」、とのことであった。日本でも同じようなことが起こるのではないのでしょうか、というデイビス氏の言葉が印象的であった。

5. おわりに

筆者は帰国後、我が国における特別支援教育の方向性を確認した。おりしも昨年国連による発達障害者法が発効されており、特に24条の「教育」に関する項目の影響は大きいと考えられている。これにより特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加することが予想される。我が国では、特別なニーズを必要とする子どもの数は、諸外国に比較すると極めて少ないという調査結果（平成18年のOECD特別支援教育資料より）が発表されているが、これは我が国の人数が少ないということではない、むしろ潜在的なニーズが表面化していないと解釈するべきであろう。昨年の国連の発達障害者法が実施されたのちには潜在的な数が浮上してくるよう考える。教育の面ではインクルーシブ教育の実践の充実が求められている。また、わが国では理念的になりがちな特別支援教育であるが、クイーンズランド州においては日常生活に対応できる市民を養成するための具体的な指導に力点をお

3) オーストラリアは学習障害とくに力をいれている。その点、ADHD、アスペルガーに特化しがちなイギリスとは相違がみられる。オーストラリアは各州で各自が特別支援教育を行っており国家的目標がなく、現場に即した教育的配慮があると思われる。

り、カリキュラムも柔軟なものとなっていた。今回の研修で得た知見を、我が国の障害児教育の授業研究に生かすことが、今後の筆者の研究課題である。

参考文献

1. NationalsafeschoolsFramework (ncab.nssfbestpractice.org.au/resources/resources.shtml)
2. National Framework for Values Education in Australian Schools (www.valueseducation.edu.au)
3. Bullying. No. Way. (www.bullyingnoway.com.au)
4. Mind Matters (www.curriculum.edu.au/mindmatters)
5. Education (General Provisions) ACT 1989.
6. Section 21 of the Education (General Provisions) Regulation 2000.
7. Work Place Health and Safety Act 1995.
8. SM-06 Management of Behaviour in A Supportive School Environment-Schools and Discipline.
9. CS-05 Educational Provision for Students with Disabilities.
10. 森嶋通夫 (1981) サッチャー時代のイギリス－その政治, 経済, 教育－, 岩波新書 49, 岩波書店.
11. 樋田大二郎 (2003) イギリス教育における inclusion 研究の背景と課題－イギリスではどのようにして学校教育を奨励するか－, 海外情報研究子ども社会研究, 9号.
12. Journal of Child Study, Vol.9号, June, 139-145.
OCED (1999) Inclusive Education at Work, OECD, Paris.
13. Education of Queensland, The ministerial taskforce on inclusive education (students with disabilities), rieved 24 September, 2004 (<http://education.gld.gov.au/students/disabilities/adjustment/pdfs/disable-report.pdf>, 2004)
14. 落合俊郎ほか「特別支援教育制度下における新たな交流及び共同学習に関する研究」, 『広島大学学部・附属学校共同研究機構研究紀要』, 第36号, 2008, 3 pp 87-94
15. 落合俊郎ほか「附属学校・園に在籍する特別な教育的支援が必要な子どもの実態と対応に関する研究」, 『広島大学学部・附属学校共同研究機構研究紀要』, 第35号, 2007, 3 pp 111-118.
16. 片岡美華「オーストラリア (第15章)」『特別支援教育の理論と方法』培風館, 2008, pp 201-214.
17. 山口次郎, 『ブレイ時代のイギリス』, 岩波書店, 2005.
18. 国立特殊教育総合研究所, ICF (国際生活機能分類) 活用の試み－障害のある子どもの支援を中心に, ジアース社, 2005.
19. 中央教育審議会, 特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申), 2005.
20. 広井良典, 『持続可能な福祉社会「もうひとつの日本」の構想』, ちくま新書, 2006.